

※現在、事前登録型本人通知制度の登録をされていない方が登録を希望される場合は、本申出書をご使用ください。

尼崎市事前登録型本人通知（新規）登録申出書

尼崎市長 あて

裏面の内容に同意の上、尼崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知に関する規則第4条の規定により、次のとおり申し出ます。

申出年月日： 令和 年 月 日

登録者本人	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	
	登録者氏名				
	現住所				
	連絡先	昼間に連絡がとれる電話番号： ()			
	※市外に転出されている方は、尼崎市での最終住民登録地をご記入ください。	※除かれた住民票を対象とする場合は必ず記入してください。 尼崎市			
	本籍	※住民票のみの登録の場合は記入不要です。 尼崎市			
	筆頭者				

下記の□に☑をしてください。

通知対象証明書	□住民票①（住民票の写し・住民票記載事項証明書）				
	□住民票②（除かれた住民票）		※除かれた住民票がある場合のみチェックを入れてください。 ※登録者本人欄に市外へ転出される前の住民登録地をご記入ください。		
	□戸籍（戸籍謄抄本・一部事項証明書・戸籍の附票の写し）（改製原戸籍含む）				
	□除籍（除籍謄抄本・一部事項証明書・消除された戸籍の附票の写し）（改製原戸籍含む） ※除籍がある場合のみチェックを入れてください。				

※代理人による申出の場合は、下記の欄も記入してください。

代理人	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	
	代理人氏名				
	住所				
	連絡先	昼間に連絡がとれる電話番号： ()			
	登録者との関係	1. 法定代理人 <input type="checkbox"/> 親権者 () <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 () 2. 他の代理人 ()			

※以下の欄は記入しないでください。

尼崎市使用欄	本人確認	□本人 <input type="checkbox"/> 代理人	通知対象証明確認	□ 住民票 □ 除票 □ 戸籍 □ 除籍	受付 日付 担当	業照合 市照合	入力		完了確認
		1点 □個別 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 特永 <input type="checkbox"/> 在留 □その他 ()					住民票	住民票	
		2点 □資格確認書 □その他 ()					戸籍	戸籍	
	権限確認	□委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 □登事項証 <input type="checkbox"/> その他 ()		除籍	附票	附票			

(裏)
事前登録型本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申出により事前に登録した方（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人又は本人等以外の個人・法人・八業士）に交付した場合に、交付した事実について通知する制度です。
「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。
◎住民票関係では、本人及び本人と同一世帯の方をいいます。
◎戸籍関係では、本人、配偶者、本人と同じ戸籍に記載されている方並びに直系尊属及び直系卑属をいいます。
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に「本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。
※国又は地方公共団体の機関からの請求により交付した場合は、通知の対象になりません。
- 3 通知書では次の事項をお知らせします。
◎交付年月日
◎交付した住民票の写し等の種別及び通数
◎交付請求（申出）者の種別（代理人や第三者的別）
◎証明書発行場所（本庁やサービスセンターの別）
※交付請求（申出）者の氏名、住所などを通知することはできません。なお、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報開示請求を行うことができます。開示の可否や内容については同法律に基づき決定されます。
- 4 代理人による申請や、郵送による登録の申出についても行うことができます。
- 5 登録又は変更の届出には、次の書類の提示又は提出が必要です。なお、郵送による申出の場合には、委任状を除き該当する書類の写しを添付してください。委任状は、原本を添付してください。
 - (1) 本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード[個人番号カード]、パスポート[旅券]、運転免許証、在留カード等）
 - (2) 法定代理人による申込みの場合、当該法定代理人の本人確認書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
 - (3) 法定代理人以外の代理人による申込みの場合、当該代理人の本人確認書類及び委任状
- 6 登録を廃止しようとする場合又は登録した内容（氏名、住所、本籍等）に変更が生じた場合は、原則、届出が必要です。
※変更の届出がない場合は、通知書が届かない場合があります。
- 7 登録者が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が削除されたとき、日本国内に住所を有しないとき、登録の住所で通知書が送達できないときは、登録を抹消します。
- 8 登録の内容審査において必要な場合は、戸籍等の内容を調査することができますのでご了承ください。